

神戸市とアクトインディ株式会社との海洋人材の育成に関する事業連携協定

神戸市（以下「甲」という。）と、アクトインディ株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、子ども向けの海に関するイベントの実施や情報発信を通じて、海洋人材の育成を図るため、次のとおり、本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）子どもたちの「海のお仕事体験」など海洋人材育成イベントの実施に関すること
- （2）海と共に生きる暮らしについての情報発信・普及啓発に関すること
- （3）海と共に生きる関係者との連携・情報交換に関すること

2 甲と乙は、前項に掲げる事項に関する取組を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（実績報告）

第4条 乙は、協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を神戸市に提出するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、協定を解除することができるものとする。

（その他）

第6条 協定について、疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。

また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長

乙 東京都品川区西五反田7丁目22番17号
アクトインディ株式会社
代表取締役